

対＝対象 定＝定員、定数 料＝料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申＝申し込み 問＝問い合わせ 開＝開所時間
休＝休所日 手＝手話通訳 要＝要約筆記 F＝FAX 担＝市の担当課 共通＝共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

スポーツ

総合体育館の個人利用日

日程(一部利用できない時間帯あり)は、5月19日(月)～23日(金)・26日(月)～29日(木)、6月2日(月)。**料**使用料が必要。利用可能な種目・時間は総合体育館(八幡東区八王寺町、☎652・4001)へ**問**を。

障害者スポーツセンターのスポーツ教室

①**みんなのストレッチ教室** 障害の有無に関わらずストレッチを体験し、障害への理解を深めます。6月1日～来年3月1日の毎月第1日曜日(全10回)10時30分～11時30分。**対**7歳以上。**定**50人。
②**アレアス水慣れ教室** ▶Aクラス＝6月8日～来年2月8日の毎月第2日曜日(11月9日は除く。全8回) ▶Bクラス＝6

月22日～来年2月22日の毎月第4日曜日(全9回)。**②**の**共通**12～13時。**対**障害のある7歳以上。**定**各クラス5人。

共通**申**電話で5月15～19日に障害者スポーツセンター(小倉北区三郎丸三丁目、☎922・0026)へ。聴覚障害者は**F**922・0041も可。

スポーツ協会の健康教室

いずれも6～7月のおおむね毎週1回(全6回)、総合体育館(八幡東区八王寺町)で。▶月曜日＝ストレッチ ▶火曜日＝男性のためのフィジカルトレーニング ▶水曜日＝ストレッチ ▶木曜日＝ストレッチ。**共通****定**各教室15～20人。**料**1950円～3600円。時間・場所や**対**など詳細は**問**を。**申**往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて5月27日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・4001)へ。

オリエンテーリング教室

実際のコースに出てコンパスの使い方、地図の見方を学びます。6月7日(土)9時30分～12時30分、玄海青年の家(若松区大字竹並)で。**対**小学4年生以下は保護者の参加が必要。**定**30人。**料**一般900円、中学生以下600円。**申**往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて5月27日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011八幡東区八王寺町4-1、☎652・4001)へ。

ミズノ流忍者学校

忍者の修行に見立てた運動遊びプログラム。6月8日(日)10～11時30分、ミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。**対**5歳～小学2年生。**定**先着30人。**料**2300円。**申**5月24日から同スタジアム☎521・2020へ。

初心者卓球大会

6月29日(日)10～14時、三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)で。**対**大会未出場の初心者。**定**先着20人。**料**1000円。**申**5月19日から(土・日曜日は除く)北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

お知らせ

いきがい活動ステーションが移転しました

生涯学習やボランティア、各種イベントなどの情報提供を行い、シニアの皆さんの生涯現役活動を応援する「いきがい活動ステーション」は、ムーブ(小倉北区大手町)の2階から1階に移転し、電話番号も☎383・3737に変更しました。

テニスコートの「個人予約システム」を試行しています

気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、テニスコートの専用利用を個人で事前予約できる「個人予約システム」の試行を行っています。

※団体予約(10人以上のチーム)は今までどおり「北九州市公共施設予約・案内システム」から予約できます。

利用方法など詳細は**問**を。市のホームページでもご覧になれます。

対 象 施 設

三萩野庭球場(小倉北区三萩野三丁目)
桃園庭球場(八幡東区桃園三丁目)

予約システムの試行開始日

5月1日から運用中。毎月10日までに翌月分の利用希望を受け付け、抽選後に予約確定。

問都市ブランド創造局スポーツ振興課☎582・2395



▲詳細・予約は
こちらから

市内の中小企業向けの助成

①企業型奨学金返還支援事業補助金

新たに導入する奨学金返還支援制度に必要な経費の一部を補助します。補助額は対象経費の2分の1以内(上限45万円)。**対**中小企業など。**申**来年3月31日まで(予算に達し次第、終了)。



▲詳細は
こちらから

②北九州発!「女性が輝くリーディングカンパニー」創出助成金

女性が生き生きと働き、その意欲や能力を十分に発揮できる職場環境づくりに必要な経費の一部を助成します。助成額は対象経費の2分の1以内(上限500万円)。**対**中小企業。**申**6月13日まで。



▲詳細は
こちらから

③従業員エンゲージメントを高める職場環境づくり応援助成金

企業の人手不足への対応や従業員の意欲向上を支援するため、働きやすさを向上させる職場環境づくりに必要な経費の一部を助成します。助成額は対象経費の2分の1以内(上限300万円)。**対**中小企業。**申**6月30日まで。



▲詳細は
こちらから

④物価高騰に立ち向かう中小企業等に対する生産性向上支援助成金

物価高の影響により厳しい経営環境が続く中、生産性の向上に取り組むための経費の一部を助成します。助成額は対象経費の2分の1以内(上限100万円、下限10万円)。**対**昨年4月以降の連続する任意の3カ月間の売上総利益(粗利)が、令和4年4月以降の同期と比較して10%以上減少している中小企業や個人事業主。**申**12月26日まで(予算に達し次第、終了)。



▲詳細は
こちらから

問①は産業経済局雇用・産業人材政策課☎582・2419
②③④は同局中小企業振興課☎873・1433

介護保険のお知らせ

令和7年度の保険料について

介護保険料の納入通知書を6月中旬に送付します。金額・納付方法などを確認してください。

保険料の軽減などについて

- 保険料段階が第2・3段階の人のうち、保険料の支払いが困難で一定の要件を満たす場合は保険料を軽減します(毎年申請が必要)。
- 災害などで保険料の支払いが困難な場合も保険料を減免することができます(申請が必要)。

介護サービスの利用者負担を軽くします

収入状況などにより、介護サービス費用の利用者負担額を軽減します(申請が必要)。

- 食費・居住費(滞在費)
対市民税非課税世帯で、介護保険施設の入所者かショートステイの利用者(一定以上の資産がある人や、配偶者が市民税課税である場合は除く)。利用者負担段階判定時の収入要件には、非課税年金(遺族年金、障害年金)を含む。
 - 社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料など
対市民税非課税世帯で収入や預貯金などの条件が一定の基準を満たす人。
 - 障害者ホームヘルプサービス利用料
対障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスを平成18年4月1日以降に無料で利用し、一定の条件を満たす人。
- 共通****申**新規申請は随時。更新は6月2日から。

問住所地の区役所高齢者・障害者相談係へ